

## 第6 提出会社の株式事務の概要

決 算 期	3 月 31 日	定 時 株 主 総 会	6 月 中
株主名簿閉鎖の期間		基 準 日	3 月 31 日
株 券 の 種 類	1株券・10株券・100株券及び 1,000株券	中 間 配 当 基 準 日	9 月 30 日
		1 単 元 の 株 式 数	
株式の名義書換え	取 扱 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部	
	代 理 人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社	
	取 次 所	住友信託銀行株式会社本店および全国各支店	
	名 義 書 換 手 数 料	無 料	不所持株券の交付請求及び株券 の喪失、汚損又は毀損による再 発行請求にかかる手数料
端 株 の 買 取 り	取 扱 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部	
	代 理 人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社	
	取 次 所	住友信託銀行株式会社本店および全国各支店	
	買 取 手 数 料	以下の算式により1株当りの金額を算定し、これに買取った端株 の1株に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた 場合には、これを切り捨てる。 (算式) 1株当りの買取金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% ただし、1株当りの算定金額が2,500円に満たない場合に は、2,500円とする。	
公 告 掲 載 新 聞 名	日 本 経 済 新 聞		
株 主 に 対 す る 特 典	該 当 あ り ま せ ン		

- (注) 1. 商法第220条ノ2第1項に規定する端株原簿を作成しております。
2. 株券失効制度の創設に伴い、その登録申請に係る手数料を、申請1件につき10,000円及び申請に係る株券1枚につき500円の合計額と当社株式取扱規程に規定し、株券喪失による株券再発行に係る手数料を廃止いたしました。
3. 平成15年6月27日開催の定時株主総会決議により、端株の買増制度を採用しており、その請求に係る手数料は端株買取手数料と同様の算式、条件により算定した額となります。